コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Kurimoto,Ltd.
最終更新日:2015年7月7日
株式会社栗本鐵工所
福井秀明
問合せ先:総合企画室長　生越勝弘
証券コード:5602
http://www.kurimoto.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、以下の企業理念のもとで、株主価値、顧客価値、従業員価値、企業価値の最大化を図ることを目指しております。
これらを実現する為には、経営の効率性・透明性・適法性が必要であり、コーポレート・ガバナンスの充実及びコンプライアンスの強化を最重要課題と位置づけております。
【企業理念】
・私達は水と大気と生命(いのち)の惑星、地球を大切にし、人間社会のライフラインを守ります。
・私達は「安心」という価値を提供し、社会と顧客の信頼に応えます。
・私達は顧客の声をよく聴き、顧客から学び、独自の技術を深め、新しい技術を加え、顧客にオリジナルな「最適システム」を提案します。
・私達はモノづくりを通して、社員の幸せと人間社会の幸せを目指します。
・私達はこれらの実践のため、コンプライアンス経営を徹底し、継承と変革の調和を計り、個性と創意を尊重し、企業の発展と社会への貢献に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,912,000	9.63
太陽生命保険株式会社	12,090,750	9.02
日本生命保険相互会社	6,786,193	5.06
株式会社りそな銀行	4,440,464	3.31
株式会社みずほ銀行	3,623,352	2.70
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	3,200,000	2.38
岩谷産業株式会社	2,898,450	2.16
株式会社三井住友銀行	2,720,203	2.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,581,000	1.92
富士火災海上保険株式会社	2,138,000	1.59

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記のほか、自己株式4,759,431株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

更新

直前事業年度末における連結子会社数　10社以上50社未満
更新

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	21 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
芝川重博	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
芝川重博	○	芝川重博氏は株式会社タクマの出身です(平成27年6月退任)。当社は、株式会社タクマの発行済株式の0.05%を所有しており、また、当社と同社の間に営業取引関係がありますが、売上規模は、当社の連結売上高の0.3%未満であります。また、同社とは平成19年6月より相互就任の関係にあり、現在、当社元常勤監査役の田中勇が社外監査役として就任しております。	芝川重博氏は、平成27年6月まで株式会社タクマの取締役をつとめられ、同社の経営に長年にわたって携わっておられます。その豊富な知識・経験を踏まえ当社経営に参画いただくため社外取締役に選任しております。 同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役と会計監査人の連携状況
年度当初会計監査人より、監査基本方針・経営環境と監査上のリスク・監査日数・監査対象項目・主要な監査手続・事業所別往査等の計画について説明を受け、計画内容について意見交換を行っております。また、会計監査人から監査重点項目・分析的手法による着眼点についての説明を受け、意見交換を行い、必要に応じて監査役は監査現場にも立ち会っております。定例的な会合は年4回開催しております。

・監査役と内部監査部門の連携状況
当社は、内部監査部門として取締役の指揮命令下に監査部を設け、監査部は年間監査計画に基づき、社内各部門および各関係会社に対して業務執行状況および内部統制の整備・運用状況について内部監査を実施し、その結果を都度監査役へ通知しております。監査役と監査部との定期
会議は、毎月1回開催し、監査部より監査結果の報告・説明、監査役より監査結果に対する指摘事項・改善項目等の内容に関する意見交換を行っております。また、取締役の指揮命令に属さない監査役会専任スタッフを設けることで監査役会の機能強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
赤松秀世	公認会計士													
小林倫憲	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤松秀世	○	赤松秀世氏は、神明監査法人の代表社員でありますが、当社は、神明監査法人との間に何ら契約関係を有しておりません。	赤松秀世氏は、公認会計士として財務・会計並びに監査について専門的な見識と豊富な経験をお持ちであり、当社の経営に的確なご助言をいただくため社外監査役に選任しております。 同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、「独立役員」に指定しております。
		小林倫憲氏は、平成15年にみずほコーポレート銀行を退任し、既に約10年以上経過しており、更に当社は、同行以外にも複数の金融機関とも取引をおこなっており、	小林倫憲氏は、株式会社みずほコーポレート銀行の要職を歴任し、財務・会計に関する相当の知見及び豊富な海外経験をお持ちであ

小林倫憲	○	同行に対する借入依存度および同行の当社株式の保有比率は他行に比べ突出しておらず、当社に対する影響度は希薄であります。また、同氏は、ヤマトクレジットファイナンス株式会社社外監査役でありますが当社と同社の間には人間関係、資本関係、取引関係その他特段の利害関係はございません。	り、 グローバル化を目指す当社経営に対して的確なご助言をいただくため社外監査役に選任しております。 同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、「独立役員」に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数　3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、受注計画、営業利益率、コンプライアンス順守度合い、イノベート達成度合い等の達成率をポイント換算し、ポイント総計に準じて業績連動部分の支給率を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

開示状況：全取締役の総額を開示
開示手段：有価証券報告書

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新　あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬
取締役171百万円対象となる役員の員数6（社外取締役を除く）
監査役43百万円対象となる役員の員数2（社外監査役を除く）
社外役員21百万円対象となる役員の員数3
※使用人兼務役員の使用人部分のうち重要なもの9百万円対象となる員数1

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては、特に専任のスタッフを設けておりませんが、全取締役との定期的なミーティングに加え、取締役会等の重要会議に先立ち、資料を配付し取締役会事務局より説明を行う等、情報提供に努めております。
社外監査役に対しては監査役会を通して、情報の提供を行っております。なお、当社は、取締役の指揮命令に属さない監査役会専任スタッフを設け、監査役のサポート体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1．経営上の意思決定、業務執行及び監督
当社は、最高意思決定機関及び監督機関として取締役7名からなる取締役会（うち社外取締役1名）が、その職務に当たる事を基本とした制度を採用しております。また、社長を中心としたメンバーとする経営会議を設置し、経営計画や事業の重要案件を審議する事で取締役会の機能補完と意思決定の迅速化を図っております。

2. 監査の状況
当社はひびき監査法人と監査契約を結んでおり、会計監査を受けております。同監査法人に属する公認会計士の馬塲泰徳氏、坂東和宏氏、加藤功士氏が当社の会計監査業務を執行しております。また、公認会計士10名、その他2名が監査業務の補助を行っております。
3. 監査役の機能強化に係る取組状況
当社は、常勤監査役については取締役として当社の経営に携わった者を選任しております。また社外監査役については、金融機関において業務執行経験を有する者、公認会計士として財務・会計に関する知見を有する者を選任しております。社外監査役につきましては、現在または最近において当社の特定関係事業者の業務執行者ではない独立性の高い者を社外監査役として選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役7名（うち社外取締役1名）に対し、社外監査役2名を含む監査役4名から構成される監査役会が、取締役の業務執行に対する監視を行っております。
監査役会は、内部監査部門との定期会議を開催し、監査役会に対する情報提供を制度化するとともに、監査役会専任スタッフを設けることで監査役会の機能強化を図っております。また、当社は、執行役員制度を導入し取締役の業務執行機能の一部を執行役員に委譲することで、取締役の
管理・監督機能を相対的に強化しております。これらの体制により、当社のコーポレート・ガバナンスの向上が図られると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	招集ご通知のウェブサイトへの掲載、株主総会当日、説明用大型モニターを設置。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、統合報告書、アニュアルレポートを掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部門を設置し、担当者を任命	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「栗本鐵工所企業行動基準」に規定
環境保全活動、CSR活動等の実施	海外植林活動支援、河川等の清掃作業への参加 自治体主催の環境保全啓発活動への参加

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社およぼ当社グループは、既に実施している業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を会社法および会社法施行規則に基づき整備し、一層の強化をはかっております。

1. 当社およびグループ会社の取締役ならびに使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号および第5号ニ）
（企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針：政府の犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）
（1）当社は、当社およびグループ会社の取締役ならびに使用人が法令・定款および企業倫理を順守した行動をとるための行動規範として、企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を定める。また、代表取締役社長を委員長として、取締役、執行役員、労働組合代表、顧問弁護士等により構成されるコンプライアンス・リスクマネジメント委員会（以下「委員会」という。）を設置し、原則として毎月1回会議を開催する。さらに、当社およびグループ会社のコンプライアンス・リスクマネジメント推進責任者ならびに推進担当者を選任し、委員会で決定した活動内容を周知し実行することにより、コンプライアンスの徹底を図る。
（2）委員会は、常設の専門部会を置き、当社およびグループ会社の取締役ならびに使用人に対する教育研修、当社およびグループ会社における情報セキュリティシステムの構築、リスク管理についての検討を行う。内部監査部門は、委員会事務局と連携の上、当社およびグループ会社におけるコンプライアンスの状況を監査する。これら、専門部会での活動および内部監査の状況については定期的に委員会および監査役会に報告する。
（3）当社は、法令上疑義のある行為等について使用人ならびにグループ会社の取締役および使用人が直接情報提供を行う手段として、企業倫理ホットラインおよび目安箱制度を設置し、委員会事務局が管理運営を行う。事務局は、提供情報を委員長に報告し、委員長は、必要に応じ、リスク管理委員を任命し、当該行為・事象の有無、リスクの程度等について調査を行わせる。
（4）当社およびグループ会社に適用される企業行動基準において、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、これらの活動を助長するような行為を行わないことを定めている。

2. 当社の取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
（会社法施行規則第100条第1項第1号）
取締役は、文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的記録媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存・管理する。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

3. 当社およびグループ会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100条第1項第2号および第5号ロ）
当社は、当社およびグループ会社におけるリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を整備し、リスク毎の担当部署、不測の事態が発生した場合または発生するおそれがある場合の迅速な対応、損害の防止または拡大防止・改善策などのリスク管理体制を構築する。

4. 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制
（会社法施行規則第100条第1項第3号）
当社は、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営方針および経営戦略に関する重要事項については、事前に代表取締役社長を議長とする取締役などで構成される特別経営会議等において議論を行う。取締役会の決定に基づく業務執行については、すでに整備している稟議規程、組織規程等に従い、効率的な経営管理体制を構築する。

5. 当社およびグループ会社における業務の適正を確保するための体制
（会社法施行規則第100条第1項第5号イおよびハ）
（1）当社は、当社およびグループ会社における内部統制の構築を目指し、グループ会社全体の内部統制に関する担当部署の明確化を図るとともに、当社およびグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。また、グループ会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に則り、当社に対し了解・報告を求めるシステムを構築する。
（2）当社の内部監査部門は、当社およびグループ会社の内部監査を実施し、その結果を担当部署および当該会社の責任者ならびに監査役会に報告し、担当部署は、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
（3）当社は、財務報告の信頼性・適正性を確保し、社会的な信用の維持・向上に資するために必要な内部統制の体制を整備し、運用する。
（4）当社は、当社代表取締役等とグループ会社の代表取締役が定期的に会談する場を設定することにより、当社およびグループ会社の経営状況等の情報共有化を行い、グループ会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確認する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性および使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項
（会社法施行規則第100条第3項第1号乃至第3号）
（1）監査役会の職務補助に専念する使用人を1名以上監査役室に置く。
（2）監査役は、当該使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、当該使用人は、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
（3）当該使用人が、監査役からの命令業務遂行中は、当該使用人の人事異動、懲戒につき、監査役会の承認を得る。

7. 当社およびグループ会社の取締役ならびに使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制および監査役会または監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第3項第4号および第5号）
（1）取締役は、監査役会または監査役に対して、法定の事項に加え、当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を報告する。監査役は、当社の稟議事項等の重要情報およびグループ会社からの了解・報告に係る情報を常時閲覧することができると共に、当社およびグループ会社の取締役ならびに使用人に対して直接報告を求めることができる。
（2）監査役会または監査役に対して直接報告を行った当社の使用人ならびにグループ会社の取締役および使用人は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

8. 監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
（会社法施行規則第100条第3項第6号）
監査役がその職務を執行する際に生じる合理的な費用は当社の負担とし、監査役がその前払を求める場合にはこれに応じる。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第3項第6号および第7号）
監査役会は、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で、定期的な会議を行う。また、必要に応じて弁護士、公認会計士等の専門家に対

し、当社の費用負担において、監査業務に関する支援・助言を求めることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は既に定めている「企業行動基準」の中で、「企業の社会的責任を強く認識して、その姿勢を正し、反社会的勢力、団体に屈服したり、癒着したりすることは厳しく戒め、かつこれらと断固として対決し排除します。」と明記して、全社に周知をはかり、企業グループ全社を挙げて反社会的勢力の排除に取り組み、対応策を具体的に推進しております。

反社会的勢力に向けた整備状況
1. 対応統括部署
グループ全社の統括は社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会が方針決定機関となり、個々の事案に対しては本社総務部門が統括し、直接対応部署との連携を図っております。

2. 外部の専門機関との連携状況
大阪府警をはじめ各事業所の所轄警察署、大阪府企業防衛連合協議会、顧問弁護士等と緊密に連絡し、また情報の積極的な収集に努めております。

3. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
主に上記の警察など関係行政機関・企業防衛協議会等の団体より情報収集を行うとともに、情報の管理を進め、グループ内での共用を図っております。

4. 対応マニュアルの整備状況
警察等公的機関からの対応マニュアルを本社、各支社支店、工場に配布備置し活用しております。

5. 研修活動の実施状況
上記の協議会等の研修への参加や、警察等の映像資料等を研修しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

1. 基本方針の概要
当社は、当社株式の譲渡は自由であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に影響を及ぼす当社株式の買付行為等に応じるか否かについては、株主全体の自由な意思に基づき決定されるべきものと考えております。しかし、当社株式の買付行為等の一部には、その内容について検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付条件が企業価値・株主共同の利益に照らして不十分であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではなく、かかる買付行為等に対しては必要かつ相当な対抗措置をとる必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組みの概要
当社では、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針の実現に資するものとして、以下に掲げる取組みを推進しております。
1)企業価値・株主共同の利益の向上に資する「経営方針」について当社は、1909年の創業以来、お客様満足第一のモノづくりに徹して、社会インフラ整備・ライフラインの拡充に貢献してまいりました。今後もトータル・クオリティー・サービスでお客様の信頼を得ることで持続的成長を目指すことを「経営基本方針」としております。この「経営基本方針」を遂行するために、コア技術を基盤としたイノベーションに注力するとともに、「投資と将来性」、「収益創出事業と新規戦略事業」等のバランスを計り、市場・顧客ニーズに対して最適システムを提供し、これに加え、社会貢献活動・コンプライアンス活動等にも引き続き積極的に取り組んでまいります。
2)企業価値・株主共同の利益向上に資する「コーポレート・ガバナンス(企業統治)の充実施策」についてコーポレート・ガバナンスの充実に向けて、次の施策を実施しおります。
(1)経営上の意思決定、業務執行及び監督
最高意思決定機関及び監督機関として取締役会のほか、代表取締役社長を中心としたメンバーによる経営会議を設置し、取締役会の機能補完と意思決定の迅速化を図っております。さらに、執行役員制度を導入し、取締役の業務執行機能の一部を執行役員に権限委譲することで、取締役の管理・監督機能を相対的に強化しております。また、経営監査機関として、監査役会を設置し、監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、内部統制の運営状況等の確認を行い、必要に応じて取締役会に意見を述べるなど、取締役の職務執行に対する監査を行っております。
(2)内部統制システム
内部統制システムについての具体的な取組みとして、企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を整備し、代表取 締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

3. 当社株式等の大規模買付行為への対応策(本プラン)の概要
1)本プランの対象
議決権割合で20%以上となる当社株式等の取得を目的する大規模買付行為を対象とし、大規模買付行為について一定のルール(大規模買付ルール)を定めております。
2)大規模買付ルール
大規模買付者は、当社取締役会に対し、事前に買付行為の概要等を記した意向表明書及び買付の目的、買付後の経営方針など、株主の皆様や取締役会の判断に必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。取締役会は、大規模買付者からの本必要情報の提供が完了した場合、または取締役会による評価を開始する場合には、そ の旨を大規模買付者に通知するとともに適時適切にその旨を開示いたします。
3)大規模買付行為がなされた場合の対応
(1)大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合
取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置をとらず、買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において判断いただくことになります。ただし、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、新株予約権の無償割当て等の対抗措置をとることがあります。
(2)大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合
取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等の対抗措置をとることがあります。なお、大規模買付者がルールを順守したか否かの判断に際しては、大規模買付者側の事情についても考慮いたします。を目的として、新株予約権の無償割当て等の対抗措置をとることがあります。なお、大規模買付者がルールを順守したか否かの判断に際しては、大規模買付者側の事情についても考慮いたします。
(3)独立委員会の設置
取締役会が、大規模買付ルールが順守されたか否か又は企業価値・株主共同の利益を損なうか否かの判断を行う際、客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置致いたします。独立委員は、社外取締役、社外監査役、社外有識者の中から選任いたします。
(4)対抗措置の発動の手続
取締役会は、発動に先立ち独立委員会に対し発動の是非について諮問し、独立委員会はその是非について勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。具体的な手段については、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択いたします。
(5)対抗措置発動の停止等について
取締役会が、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告等を尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。
4)株主・投資家に与える影響等
(1)大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等
大規模買付ルールは、大規模買付行為の是非を株主の皆様が判断する際の必要な情報を提供するためのものであり、企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えております。
(2)対抗措置の発動が株主及び投資家の皆様に与える影響
取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適時・適切に開示いたします。対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、経済的・法的に格別の損失を被るような事態は想定しておりません。
5)大規模買付ルールの適用開始、有効期間、継続及び廃止
本プランの有効期間は、平成26年6月27日に開催された第118回定時株主総会の日から3年間(平成29年6月に開催予定の定時株主総会まで)とし、以降は3年ごとに定時株主総会の承認を経ることといたします。但し、有効期間中であっても、株主総会又は取締役会において本プラン

を廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものといたします。
6）本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて
（1）買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえております。
（2）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
本プランは、買付等に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。
（3）合理的な客観的発動要件の認定
本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

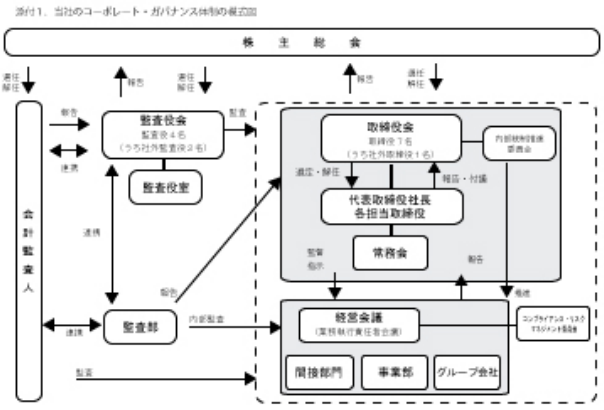
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図

※添付 1 に示します。

2. 適時開示体制の概要
1）適時開示に係る基本姿勢
当社は、上場会社としての企業価値増大に向けて、透明性の高いより効率的な経営を目指しており、会社情報管理体制の充実に努めております。同時に、投資者に対して適時適切な会社情報を迅速、正確、公平に開示を行うことを基本姿勢としております。
2）証券取引所への適時開示
情報取扱責任者は、決定事実に関する情報及び決算に関する情報を代表取締役社長に報告し、自案が付議された取締役会による決議・決定が行われた時点で、株式会社東京証券取引所の適時開示規則に従って速やかに開示を行います。又、重要な発生事実に関する情報は、情報取扱責任者に集約、取締役会で報告された時点で、適時開示規則に従って速やかに開示を行います。

※当社の適時開示体制の概要図　添付2に示します。



添付２．適時開示体制図

１．財務部門、人事部門、管理部門は、それぞれ当社およびグループ会社から
　　会社情報を収集し、開示資料を作成の上、情報取扱責任者に提出する。

２．情報取扱責任者は、財務部門、人事部門、管理部門より提出された開示資料
　　の開示の要否を判断、代表取締役社長に報告し、法務部門と開示資料を精査する。

３．情報取扱責任者は、取締役会規則に従って、決算情報等については取締役会に付議し
　　決議・承認が行われた時点で、その他の決定事実および発生事実については速やかに、
　　それぞれ広報部門を通じて開示する。

